

本業者、其の妻、夫の親類、子供等の生活費を考慮して、年々の賃金を決定する。この結果、年々の賃金は、年々増加する。これは、年々の生産性の向上によるものである。

一方で、労働者の賃金は、年々減少する。これは、労働者の労働時間の短縮によるものである。

したがって、労働者の賃金は、年々減少するが、一方で、労働者の労働時間の短縮による賃金の減少分を補うため、労働者の賃金は、年々増加する。

以上が、労働者の賃金の年々の変動の原因である。

財團法人協同會大阪支所

相談者人相談會大連支所

別紙二 解決條項

- 一、現在ハ就業首減給等ハナサマルコト
- 二、現在ノ營業方針ニ重大ナル變化ナキ限り現狀維持ノ事
- 三、今后製作會社ノ方針ニヨリ止ムヲ得ズ解說者廢止サル、場合ハ一ヶ月以前ニ豫告スルコト
- 四、解職手當ハ勤續年限

一ヶ年以上三ヶ年未滿八月俸 一ヶ月半

四ヶ年以上五ヶ年 二ヶ月分

六ヶ年以上七ヶ年 三ヶ月分

八ヶ年以上拾ヶ年 四ヶ月分

拾ヶ年以上拾五ヶ年 五ヶ月分

拾六ヶ年以上廿ヶ年 六ヶ月分

尙一一ヶ年以上ノ勤續者ニ對シテハ平素ノ勤務振り等ヲ參酌シテ特別慰勞金ヲ支給スルコトアルベシ、但シ自己ノ都合ニヨリ退職サル、場合ハ前記手當ノ半額ヲ支給ス